



10月1日より仙台空港内免税売店にて液体物の不正開封防止袋(STEBs)を導入します！！

～海外での乗継旅客を対象に、仙台空港の「旅客利便向上策」の一環として実施～

仙台空港では、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様の利便性向上を目指し、2016年10月1日より、空港内の免税売店におきまして、液体物の購入を可能とするサービスを開始します。

仙台空港は東アジアの主要なハブ空港との結びつきを強化し、アジア各地から東北各地に向かう訪日旅客や東北各地から世界各地に向かう旅客の「プライマリー・グローバル・ゲートウェイ」となることを目指していますが、このサービスは、こうした旅客の利便性を上げる施策の一環として実施するものです。

変更日時:2016年10月1日(土) 11時10分から

対象店舗:仙台空港内2F免税売店

【詳細は以下のURLからご覧いただけます】

http://www.sendai-airport.co.jp/floormap/#map_2f

1. 現状※1

仙台空港を出発して、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様に対し、空港内の免税売店において100mlを超える酒・化粧品等の液体物※2の販売を控えています。



2. 変更後

仙台空港を出発して、海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様も、空港内の免税売店において、100mlを超える酒・化粧品等の液体物をSTEBs※3に封入することで購入が可能になります。

※1:100mlを超える液体物を航空機内に持ち込むことを制限する国際的なルールにより、空港内の免税店で購入した100mlを超える液体物は乗継地の空港の保安検査場を通過できません。

※2:液体物とは、酒・化粧品といった液状のものに加え、スプレー、ジェルまたはクリーム状のもの等が含まれます。

※3:STEBs(Security Tamper Evident Bags/不正開封防止袋)

液体物に対し不正干渉を防止するため、国際的にルール化された特殊な袋。

イメージ



【注意】

- ・乗継地の空港の保安検査場を通過する前にSTEBsを開封した場合、液体物は通過できません。
- ・STEBsの通過を承認していない国があり、STEBsに封入しても乗継検査場を通過できない場合がございます。
- ・仙台空港外または仙台空港内で手荷物検査場を通過する前にご購入された液体物につきましては従来通り量的制限の対象となりますので、航空会社へ受託手荷物としてお預けいただく必要があります。

問い合わせ先

仙台国際空港株式会社 管理部(担当:金子、佐藤(仁))

TEL:022-383-4301

FAX:022-383-4560